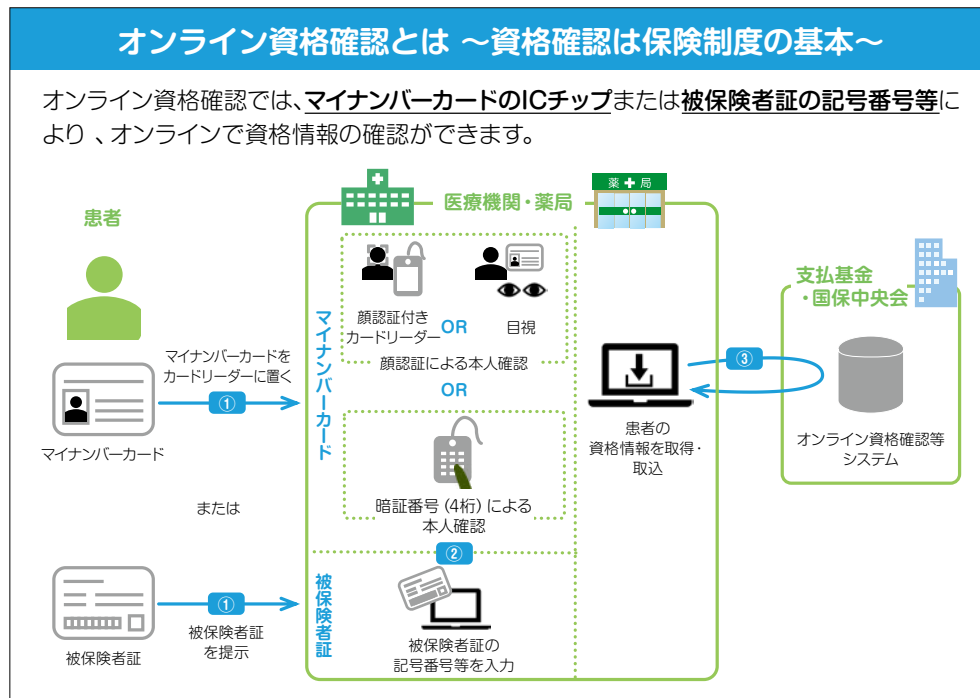


被保険者証記号番号に枝番が 付与されます！(令和3年4月交付分より)

医療保険者におけるオンライン資格確認開始に伴い、令和3年4月交付分より被保険者証記号番号に枝番が付与されます。



現在、被保険者証記号番号は世帯単位となっておりますが、オンライン資格確認導入後は個人を識別するため、個人単位の被保険者証記号番号が必要となります。

そのため令和3年4月以降は新たに、被保険者証記号番号に2桁の枝番が付与されます。

令和3年4月以降の変更手続き、または新規加入手続き時には枝番が入った被保険者証等の発行となりますが、医療機関等では2桁の枝番がない被保険者証を提示しても資格確認はできるため、令和3年9月30日の被保険者証の更新時まで、現行の被保険者証を継続利用いたします。

令和3年4月以降の新規加入者など同一世帯で枝番ありとなしが混在することもあります。ご了承願います。

2桁の枝番がない被保険者証で医療機関等にかかることは、全く問題ありません!!

またオンライン資格確認は、事業主様からの届出を基に作成したデータを医療機関等に提供する仕組みであることから、速やかな届出書の提出をお願いいたします。**(特に資格喪失届の早期提出・被保険者証等の回収)**

喪失時に被保険者証等が未回収の場合は喪失届を先に送付し、被保険者証等は返却され次第、後日ご郵送ください!

※マイナンバーカードが被保険者証として利用できるようになっても、組合の被保険者証は発行されます!